

危険薬物及び特殊詐欺の根絶に係る協定の概要

<主な内容>

- ① 都及び警視庁は、危険薬物及び特殊詐欺に関する情報を協会に提供
- ② 協会及び協会員の不動産会社が危険薬物の販売等又は特殊詐欺に関する情報を入手した場合は、速やかに警察等へ通報
- ③ 協会は、協会員の不動産会社に対する啓発活動を推進
- ④ 協会は、建物を危険薬物の販売等や特殊詐欺の用に供しない旨の確約書や解除条項（特約）を盛り込んだ契約書などの使用を協会員不動産会社へ働き掛け

<イメージ>

